

中国子会社の再編・撤退（2）

- 再編 ① 合併 -

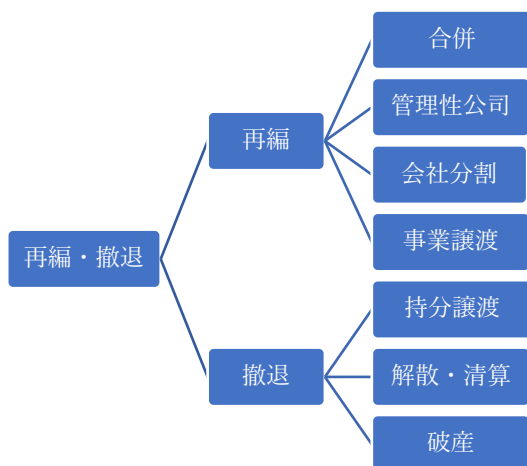


弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

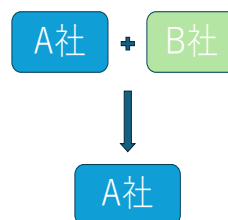
1 合併とは

中国子会社を複数有している場合で、それぞれの子会社のビジネスが成功しているものの管理費用を抑えたい場合や、子会社が別々であるためそれぞれの強みを生かしきれていないという場合がある。そのような場合、2つ以上の現地法人を統合して1つの会社にする合併を行うことが可能である。合併は中国事業を再編するための1つの方法である。

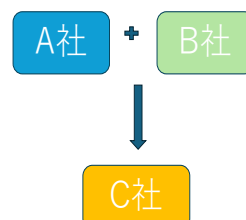


合併には、「吸収合併」と「新設合併」の2つの種類がある。「吸収合併」とは、既存の会社が他の既存の会社を吸収して1つの会社になる方法をいう。他方「新設合併」とは、既存の会社同士を合併させることにより別の新たな法人格を作る方法をいう。要するに「吸収合併」はA社がB社を吸収して合併してA社が残る方法であり、「新設合併」は、A社とB社が合併して新たなC社を作る方法である。

吸収合併



新設合併



2 手続の流れについて

合併については、会社法第9章に規定されている。「外商投資企業の合併及び分割に関する規定」¹は、外商投資法施行後も廃止されておらず現時点においてもなお有効である。しかし外商投資法施行後、外資企業についても市場参入ネガティブリストに記載のない限り、原則として内資企業と同様の取扱いがなされるようになっている。そのため、いわゆる商務部門による認可は必要がなくなったと思われる。したがって市場参入ネガティブリストに記載のない業種については、基本的には会社法に従って合併の手続が行われることになる。

例えば有限会社同士の合併の大きな流れは以下のとおりである。

（1）董事会による合併案の作成

董事会が会社の合併に関する変更案を作成する（会社法第46条）。

（2）合併契約の作成

合併を行うにあたり、合併しようとする会社は合併契約を締結しなければならない（会社法173条）。合併契約書には、法律に定める事項及び当事者が合意した事項を定める必要があるとされ、一般的には以下の内容を含む。

¹ 「关于外商投资企业合并与分立的规定（2001年修订）」なお、2015年の商務部の「商务部关于修改部分规章和规范性文件的规定」を受けて一部修正されている。

- ・合併により存続する会社や合併により新設する会社の名称と住所
- ・合併により存続する会社や合併により新設される会社への投資総額、各出資者が出資の総額に対する割合
- ・合併当事者の既存資本の取扱い
- ・合併当事者のすべての債権債務の処理
- ・存続会社の定款変更の有無、定款変更後の内容、新設会社の定款

(3) 貸借対照表・財産明細書の作成

合併する各当事者は貸借対照表及び財産明細書を作成しなければならない（会社法173条）。

(4) 合併の決議

会社の合併については、会社の株主会で決議することとなる（会社法第37条）。その場合には3分の2以上の特別決議が必要となる。

なお国有独資企業の場合には、国有資産監督管理機構による決定が必要となる。

(5) 解散会社による解散

吸収合併では、吸収される会社は解散を行うことになる。また新設合併では合併する2つの会社はいずれも解散を行うことになる。（会社法172条）

(6) 債権者への通知と公告

会社は、合併の決議を行った日から10日以内に債権者に対して通知し、30日以内に新聞に公告を行う必要がある（会社法173条）。

一般的には、既知の債権者に対して通知する必要があるものの、未知の債権者または通常のお知らせでは通知することができない債権者に対しては公告の方法を取ることができる。

なお通知と公告の目的は、主に債権者が会社の合併に反対するか否かを判断できるようにする点にある。

(7) 工商変更登記

会社の合併に伴い、登記機関において変更登記手続を行う必要がある。なお吸収合併における存続しない会社は解散登記を行い、新設合併における合併会社は解散登記を行う必要がある。

(8) 税務・通関などの変更登記

工商登記が完了してから30日以内に、税務、通関、外貨管理、土地管理などの変更登記を行う必要がある（合併分割規定第37条）。

(9) 合併に伴い債権・債務が変更したことの公告

新たな営業許可証を取得してから30日以内に、解散する会社の債権者・債務者に対して、債務者・債権者が変更したことを通知し、省レベル以上の新聞に公告を行う（合併分割規定第36条）。



3 合併における注意点

(1) 債権債務の包括承継

解散会社の債権債務は、合併後に存続する会社や新設される会社に包括承継されることとなる（会社法174条）。この場合には、債権債務の相手方による同意などは原則として必要がない。

(2) 業法上のライセンス

解散会社が有している業法上のライセンスは、存続会社や新設会社に当然に承継されるわけではない。したがって合併後もシームレスに業務を継続するためには、合併前に存続会社や新設会社が予め業法上のライセンスを合併直後に即時に取得できるよう準備を進めておく必要がある。

(3) 従業員の取扱い

解散会社と従業員との労働契約は、同条件で存続会社又は新設会社に承継される（労働契約法34条）。この同条件とは、賃金はもちろん役職や勤務場所についても含まれると解される。そのため例えば存続会社と解散会社の場所が離れているような場合で、「労働契約の締結時によりどころとした客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能となり、協議を経ても労働契約の内容の変更に合意できない場合」に該当するとして、会社側から30日前の予告解除を行い、経済補償金を支払って解雇することが考えられる（労働契約法40条3号）。

その他存続会社や新設会社で同じ業務を担当する従業員の労働条件が大きく異なる事態が生じる可能

性があるため労働紛争にならないよう留意して制度設計を行う必要がある。

以上のとおり合併は中国事業を再編するための有効な方法の一つであるが、そのためには上記の注意点も含めて検討の上、手続を進めていく必要がある。

4 総括

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。